



高压ガス製造事業届を提出された皆さまへ

1 製造施設

製造施設の位置，構造，設備が

技術上の基準に適合するようにしましょう

(法第12条第1項，液石則第12条，第13条)

- ・技術上の基準は，液石則第6条～第9条です。
- ・具体的には高压ガス保安法関係例示基準を参照してください。

定期自主検査で

技術上の基準に適合しているか確認しましょう

(法第35条の2，液石則第81条)

- ・検査方法は，「定期自主検査指針（高压ガス保安協会 KHKS 1850 シリーズ）」を参照してください。
- ・検査は，1年に1回以上実施し，検査記録を作成し保存してください。
- ・保安係員（保安監督者）が監督して検査を実施してください。

処理能力が合算 30 m³/日未満の事業所は，法律上定期自主検査の実施義務はありませんが，技術上の基準適合のため，定期的に検査をしてください。

2 製造の方法

製造の方法が

技術上の基準に適合するようにしましょう

(法第12条第2項，液石則第12条，第13条)

- ・技術上の基準は，液石則第6条～第9条です。

処理能力が 30 m³/日未満の場合は液石則第13条第2項です。

- ・具体的には高压ガス保安法関係例示基準を参照してください。

日常点検で

技術上の基準に適合しているか確認しましょう

(液石則第6条第2項第4号)

- ・使用開始時と使用終了時に製造施設に異常がないか点検してください。
- ・加えて，ガスや設備に応じて1日に1回以上頻繁に，製造設備の作動状況を点検し，異常があったら補修等の危険防止措置を講じてください。

修理等は

保安上支障のない状態で行いましょう

(液石則第6条第2項第5号)

- ・あらかじめ作業計画と作業責任者を定めてください。
- ・作業計画に従って，作業責任者の監督の下で修理等を行ってください。
- ・危険を防止する措置を講じて，事故の無いようにしてください。
- ・修理等が終了しても，設備が正常に作動することが確認できるまで製造しないでください。

修理内容によっては，事前に「製造施設等変更届」の提出が必要になります。

3 保安教育

保安教育で

事故・災害の発生を防止しましょう

(法第27条第4項)

- ・保安教育を実施したら、結果を記録し保存してください。
- ・「保安教育の指針(高圧ガス保安協会 KHKS 1801-3)」を参考にしてください。
- ・保安教育の具体的な内容として、次のものがあります。

製造しているガスの特性について

製造施設の取り扱いについて(操作方法,点検方法等)

異常時の対応について

高圧ガス保安法について

事件事例について

4 危険時,事故時

製造施設等が危険な状態になったら

応急措置で事故・災害の発生を防止しましょう

(法第36条,液石則第82条)

- ・危険な状態になったら、直ちに応急の措置を行うとともに、製造等の作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移すか大気中に安全に放出してください。
- ・充てん容器等が危険な状態になったら、安全な場所に移してください。
- ・応急措置等の作業に特に必要な作業員のほかは退避させてください。
- ・応急措置等を講ずることができない場合は、従業員や付近の住民を退避させてください。
- ・危険な状態を発見したら、速やかに別紙様式の内容を通報してください。
第1報は、わかっている範囲で、できるだけ早い通報をお願いします。

事故・災害が発生したら通報しましょう

(法第63条,液石則第96条)

- ・事故・災害が発生したら、速やかに別紙様式の内容を通報してください。
第1報は、わかっている範囲で、できるだけ早い通報をお願いします。
- ・事故には、爆発、漏洩、火災のほか、ガス及び容器の喪失や盗難、設備の破損等が含まれます。

【通報先】

平日(8:30~17:15)

茨城県県南県民センター

電話 029-822-7067 Fax 029-822-9040

土日祝祭日,平日(早朝・夜間)

茨城県 生活環境部防災・危機管理局 宿日直担当

電話 029-301-2885 Fax 029-301-2898

高圧ガスについて事故・災害が発生したら、遅滞なく事故届を提出してください。

5 その他届出

高圧ガスの製造の事業を承継したとき 承継届
(法第10条の2, 液石則第10条の2)
事由 事業の全部譲り渡し, 相続, 合併, 分割(全部)
提出時期 遅滞なく
提出書類 第二種製造事業承継届(様式第3の2), 承継の事実を証する書面

製造施設等を変更しようとするとき 製造施設等変更届
(法第14条第4項, 液石則第17条)
事由 製造施設の位置, 構造, 設備の変更工事
製造する高圧ガスの種類, 製造の方法の変更
提出時期 変更前
提出書類 高圧ガス製造施設等変更届(様式第6), 製造施設等変更明細書

高圧ガスの製造の事業を廃止したとき 廃止届
(法第21条第2項, 液石則第42条第2項)
事由 製造事業の廃止
提出時期 遅滞なく
提出書類 高圧ガス製造廃止届(様式第23)

保安統括者等を選解任したとき 保安統括者等届
(法第27条の2, 第33条, 液石則第65条, 第76条)
事由 保安統括者, 同代理者, 保安係員の選解任
提出時期 保安統括者, 同代理者: 遅滞なく
保安係員: 前年8月1日~7月31日分をまとめて
提出書類 高圧ガス保安統括者届(様式第32), 高圧ガス保安統括者代理者届
(様式第36), 高圧ガス保安管理技術者等届(様式第32の2)に
製造保安責任者免状の写しを添付。

代表者等が変更したとき 代表者等変更届
事由 法人名称, 本社所在地, 法人代表者, 届出代理者の変更
提出時期 遅滞なく
提出書類 代表者等変更届(手引様式),
変更の事実を証する書類(登記簿謄本等)



【問い合わせ先】

茨城県県南県民センター 環境・保安課 高圧ガス保安法担当

〒300-0051 茨城県土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎内)

電話 029-822-7067

Fax 029-822-9040

(平成25年3月15日版)

(別紙様式)

事故発生報告書 (第 報)

[年 月 日 () : 現在]

発信者	所属		氏名																					
件名				整理番号																				
事故の種類	爆発 ・ 火災 ・ 漏洩 ・ 破裂 ・ 盗難 ・ ()																							
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分																							
発生場所	(名称) (所在地) (連絡先)担当: 電話:																							
発生施設	(施設名) (法適用)・高圧ガス法・LP法・石炭法・火取法 ()																							
事故の状況	・進行中(拡大・縮小)・終息・()																							
被害の状況	・人的被害(あり・なし) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>従業員</th><th>協力会社</th><th>住民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> ・物的被害				区分	従業員	協力会社	住民	計	死者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区分	従業員	協力会社	住民	計																				
死者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
事故の概要																								
事故の原因																								
応急措置の内容 (事業所)																								
県の応急措置																								
法令違反の有無	なし ・ あり () ・ 調査中																							
今後の対応等																								
備考																								
受信者 (産業保安室)		受信時間	月 日	時 分																				

印の項は、記載しないで下さい。